

報第 1 号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備 考
令和 6 年 8 月 5 日	和歌山市梶取 7 1 番 地	165,000 円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 8月16日	和歌山市湊1342 番地3 青岸エネルギーセン ター構内	155,870円	和歌山県海南市別 院52番地1 田端建設株式会社 代表取締役 田端 康人	ショベルローダー 運転中に発生した 物損事故による損 害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 8月27日	和歌山市新中島4番 地1	38,500円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 9月4日	和歌山市磯の浦36 2番地	20,000円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第5号

市長専決処分事項の報告について

土地売買に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	損害賠償額	相手方住所氏名	備 考
令和6年 10月18日	346,414円	東京都江東区木場五丁目 10番10号 株式会社 一条工務店 代表取締役 岩田 直樹	令和5年2月27日付け売買契約 により売却した和歌山市つつじが 丘3丁目29番10の土地に対す る買戻し申立てに基づく損害賠償 金

報第6号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和6年11月1日
工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替電気設備工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	441,012,000円 451,462,000円
契約の相手方	和歌山市三葛238番地の6 株式会社土井電設工業 代表取締役 土井茂喜
変 更 理 由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

報第7号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和6年11月1日
工 事 名	中央卸売市場青果卸売場棟外建替機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	461,987,900円 476,518,900円
契約の相手方	和歌山市小松原通3丁目30番地 株式会社小向商会 代表取締役 小向俊和
変 更 理 由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。

報第8号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和6年11月13日
工 事 名	(仮称) 地域交流センター新築電気設備工事
工 事 場 所	和歌山市砂山南三丁目400番5外
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	155,870,000円 156,827,000円
契約の相手方	和歌山市黒田149番地の2 植野電気株式会社 代表取締役 植野博司
変 更 理 由	賃金の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。



報第9号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専 決 年 月 日	令和6年11月13日
工 事 名	(仮称) 地域交流センター新築機械設備工事
工 事 場 所	和歌山市砂山南三丁目400番5外
変更前の請負代金額 変更後の請負代金額	157,526,391円 159,729,900円
契約の相手方	和歌山市新中島155番地の3 株式会社藤本水道 代表取締役 齊藤満伊
変 更 理 由	賃金の変動に基づく請負代金額の増額変更のため。